

## 第 2 県民環境部門

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
隣保館	隣保館等施設整備事業	市町村	生活環境等の安定向上を図る必要のある地域の住民の福祉の向上を図るため、隣保館の新設、増築及び改築事業並びに設備の整備	国間 補助対象事業費の1/2	県複 補助対象事業費の1/4	社会福祉施設整備事業 〈充当率〉80%		<p>&lt;補助対象事業費&gt; 本体工事費、特殊付帯工事費、解体撤去工事費及び仮施設設置整備工事費</p>	地方改善施設整備費補助金交付要綱	人権推進課
重要文化財等建造物	文化財保存事業	市町村	重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業	国直 補助対象経費の50%  (過疎地域の場合には65%、また、特定市町村に係る補助率かさ上げの経過措置あり。)		一般補助施設整備等事業 〈充当率〉90% ※ハードのみ	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	<p>&lt;補助対象事業&gt; 次に掲げる事業とする（※事業施工上必要な調査事業を含む。）。なお、（1）ウ（イ）～（エ）については、保存活用計画を策定している場合についてのみ、補助対象となる事業とする。</p> <p>(1) 建造物 ア 修理事業 (ア) 解体修理、半解体修理、屋根葺替、塗装修理、部分修理、移築修理 (イ) 災害復旧工事 イ 管理事業 (イ) 警報設備、消火設備、避雷設備、防犯設備、避難設備の設置工事 (イ) 鳥獣虫害防除、危険木診断及び危険木対策工事 (イ) 耐震診断 (イ) 先端技術活用調査 (イ) 災害復旧工事 ウ 公開活用事業 (ウ) 保存活用計画の策定 (イ) 重要文化財建造物の公開活用に資する設備（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの（内装を含む。））の整備 (イ) 重要文化財建造物の公開活用に資する付属施設（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの）の整備 (イ) 重要文化財建造物の公開活用に資する案内設備・情報機器の整備 (2) 美術工芸品 ア 修理事業 (ア) 修理（剥落、腐蝕防除工事等を含む。） (イ) その他保存のために必要なもの（保存箱、台座等）の新調及び修理工事 (イ) 災害復旧工事 イ 管理事業 (イ) 建造物の管理事業に準ずる工事 (イ) 美術工芸品を直接保護するための未指定建造物の屋根葺替、及び修理工事（保存庫を造った場合の経費の範囲内でなされる工事） (イ) 免震台・免震装置設置工事 (イ) 災害復旧工事 ウ 公開活用事業 (ウ) 保存活用計画の策定（策定後に修理事業を行うものに限る）※ただし、特に認めたものに限る</p>	文化財保護法  文化財保存事業費関係補助金交付要綱  重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業費国庫補助要項	文化財室
			登録有形文化財建造物修理事業	国直 補助対象経費の50%  (過疎地域の場合には65%、また、特定市町村に係る補助率かさ上げの経過措置あり。)		一般補助施設整備等事業 〈充当率〉90% ※ハードのみ	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	<p>&lt;補助対象事業&gt; (1) 保存修理に係る設計監理事業 次のア～ウに掲げるいずれかに該当する登録有形文化財建造物の保存・活用の模範となるもので、これらの登録有形文化財建造物の保存修理に係る設計監理事業 ア 各地の歴史的景観を活かしたまちづくりに資するもの イ 各地の特色ある伝統的建築文化の技術・意匠などの伝承に資するもの ウ 身近な地域づくりや地域振興に資するもの (2) 公開活用事業 登録有形文化財建造物の公開活用に係る事業。なおイ～オについては、保存活用計画を策定している場合にのみ補助対象となる事業とする</p> <p>&lt;事業内容&gt; (1) 次に掲げる登録有形文化財建造物の修理工事又はこれにともなう建物附属設備の設置改修工事に係る設計監理事業（これらの工事施工上必要となる事前調査等の事業を含む。） ア 修理工事 (ア) 解体修理、半解体修理、屋根葺替、外観（これとともに価値を形成する内部を含む。）の部分修理、塗装修理、構造補強等 (イ) 上記の災害復旧工事 イ 建物附属設備の設置改修工事 (イ) 空調設備、給排水設備、電気設備、警報設備、消火設備、避難設備、避雷設備、防犯設備等で、建造物に密接に関わる諸設備の設置及びそれらの改修工事 (イ) 覆屋、保護柵、擁壁等、建造物の保存に必要な施設の設置及び改修工事 (イ) 上記の災害復旧工事 (2) 次のア～オに掲げるもの ア 保存活用計画の策定 イ 登録有形文化財建造物の公開活用に資する設備（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの（内装を含む。））の整備 ウ 登録有形文化財建造物の公開活用に資する付属施設（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの）の整備 エ 登録有形文化財建造物の公開活用の安全性確保に必要な防災設備等の整備及び耐震対策工事 オ 登録有形文化財の公開活用に資する案内設備・情報機器の整備</p>	文化財保護法  文化財保存事業費関係補助金交付要綱  登録有形文化財建造物修理事業費国庫補助要項	文化財室

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
重要文化財等建造物	文化財保存事業	市町村	重要伝統的建造物群保存地区保存等事業	<p>国直</p> <p>補助対象経費の50%</p> <p>(過疎地域の場合は65%、また、特定市町村に係る補助率かさ上げの経過措置あり。)</p>		一般補助施設整備等事業 〈充当率〉90% ※ハードのみ	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	<p>&lt;補助対象事業&gt;</p> <p>(1) 保存地区保存事業 保存地区の保存のため市町村が自ら行う事業又は所有者等が行う事業に対し市町村がその経費を補助する事業で次に掲げる事業とする。</p> <p>① 伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物(以下「伝統的建造物」という。)の修理事業のうち、それらの増築、改築又は移転で当該伝統的建造物群の特性を維持するため特に必要なもの。</p> <p>② 伝統的建造物の外観(これと密接な関連を有する内部を含む。)に係る修理事業のうち、その修繕又は模様替えて当該伝統的建造物群の特性を維持するため特に必要なもの。</p> <p>③ 伝統的建造物以外の建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の修景事業のうち、それらの新築、増築、改築、移転又は除却で当該保存地区の歴史的風致の維持のため特に必要なもの。</p> <p>④ 建築物等の外観(これと密接な関連を有する内部を含む。)に係る修景事業のうち、その修繕又は模様替えて当該保存地区の歴史的風致の維持のため特に必要なもの。</p> <p>⑤ 保存地区内の自然物及び土地の復旧事業又は修景事業で当該保存地区の歴史的風致の維持のため特に必要なもの。</p> <p>⑥ 保存地区内における建造物等の安全性確保に必要な耐震診断。</p> <p>⑦ 保存地区内における建造物及びその他の物件の管理のために必要な環境保全事業及び防災施設、標識、説明板等の施設整備を整備する事業又は保存地区の防災性能の向上のため実施する災害シミュレーション解析等の先端技術を活用した事業で当該保存地区の保存のために特に必要なもの。</p> <p>⑧ 伝統的建造物及びその敷地又は保存地区内の土地及び建築物で、当該保存地区の保存のために特に買上げが必要なもの。</p> <p>(2) 保存地区公開活用事業 保存地区の公開活用のために市町村が自ら行う次に掲げる事業とする。ただし、①については、所有者等が行う事業に対し市町村がその経費を補助することも可能とする。</p> <p>① 保存活用計画の策定</p> <p>② 保存地区内の建造物の公開活用に資する設備(便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの(内装を含む。))の整備</p> <p>③ 上記②に伴う外観(これと密接な関連を有する構造部位等を含む。)の修理・修景工事及び敷地内の整備</p> <p>④ 保存地区内の公開活用に資する付属施設(便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの)の整備</p> <p>⑤ 保存地区内の公開活用に資する案内設備・情報機器の整備</p> <p>⑥ 保存地区の理解の促進に資する情報発信事業</p>	文化財保護法 文化財保存事業費関係補助金交付要綱 重要伝統的建造物群保存地区保存等事業費国庫補助要項	文化財室
			地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	<p>国直</p> <p>補助対象経費の50%</p>		一般補助施設整備等事業 〈充当率〉90% ※ハードのみ	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	<p>&lt;補助対象事業&gt;</p> <p>埋蔵文化財の公開活用のために行う次に掲げる事業</p> <p>(1) 埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行うために必要な設備整備に係る事業</p> <p>ア 埋蔵文化財センター(埋蔵文化財の調査、出土文化財等の整理、収蔵、展示等を主として行うために必要な施設)の収蔵・防災及び展示・活用設備整備</p> <p>イ 埋蔵文化財の公開を目的とした展示設備(埋蔵文化財展示設備)の整備</p> <p>(2) 埋蔵文化財の普及・啓発に係る事業</p> <p>ア 案内板・説明板等の設置</p> <p>イ 公開活用のために必要な広報・資料の作成及び配信に関する事業</p> <p>ウ 埋蔵文化財を理解するための体験学習会・講演会・シンポジウム・公開講座等の公開・普及啓発事業</p> <p>エ 公開活用のために必要な台帳の作成・更新及び報告書が刊行された埋蔵文化財(出土品・記録類)の分類・再分類・収納・再収納等</p> <p>オ 埋蔵文化財を理解するために必要な模型等の製作</p>	文化財保護法 文化財保存事業費関係補助金交付要綱 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業費国庫補助要項	文化財室

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
重要文化財等建造物	文化財保存事業	市町村	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	国直 補助対象経費の50%		一般補助施設整備等事業 ＜充当率＞90% ※ハードのみ	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	<p>&lt;補助対象事業&gt;</p> <p>史跡等、登録記念物、歴史の道又は石垣等の保存活用のために行う次に掲げる事業とする。また、(1)②(ただし、イを除く。)及び③、(2)①(ただし、環境整備等に必要な工事に係る設計監理に限る。)並びに(3)②については、保存活用計画を策定している場合についてのみ、補助対象となる事業とする。</p> <p>(1) 史跡等総合活用整備事業</p> <p>① 復旧(保存修理)</p> <p>ア 旧宅、城郭等の建築物、石垣等の復旧工事</p> <p>イ 庭園等の石組、枯損木の伐採、植栽、整地、給排水施設等の工事</p> <p>ウ 古墳等の盛土、石積等の工事</p> <p>エ その他史跡等の保存上必要な復旧工事</p> <p>② 環境整備</p> <p>ア 史跡等及びその周辺地で行う整地、盛土、雑木・雑草の除去、張芝</p> <p>イ 史跡等の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲い及びその他の施設の設置工事</p> <p>ウ 史跡等及びその周辺地における園池、堀、河川の浚渫、給排水施設改修等現状維持のために必要な工事</p> <p>エ 史跡等及びその周辺地を理解させるための照明施設設置などの工事及び必要な休息施設、便所等便益施設等工事</p> <p>オ ア～エで設置した施設等の改修</p> <p>③ 活用施設</p> <p>ア 史跡等の往時の姿をしのばせる歴史的建造物の復元</p> <p>イ 史跡等の全体像を認識できるような模型等の製作や復元的整備</p> <p>ウ 史跡等の実物遺構等を見るために必要な保存展示施設の設置</p> <p>エ 史跡等の野外観測等のための施設の設置</p> <p>オ 史跡等のオリエンテーション及びガイダンス、体験・活用等のために必要な施設の設置</p> <p>カ ア～オで設置した施設等の改修</p> <p>④ 防災対策</p> <p>ア 史跡等の重要な構成要素をなす建造物・復元建造物等について行う警報設備、消火設備、避雷設備、防犯設備の設置工事又は病害虫の防除等の措置</p> <p>イ 史跡等の重要な構成要素をなす建造物等についての耐震診断</p> <p>⑤ 上記の災害復旧</p> <p>⑥ 上記工事等の実施に必要な措置</p> <p>ア 史跡等及びその周辺地における遺構調査、測量</p> <p>イ 整備基本計画の策定</p> <p>ウ 基本設計、実施設計、工事実施のための施工監理</p> <p>エ 工事等報告書の作成</p> <p>(2) 登録記念物活用整備事業</p> <p>① 設計監理</p> <p>登録記念物の復旧(保存修理)、環境整備等に必要な工事(上記(1)①～⑤に掲げるものと同様の工事)に係る設計監理</p> <p>② 保存施設</p> <p>登録記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲い及びその他の施設の設置工事</p> <p>③ 上記の実施に必要な措置</p> <p>ア 登録記念物及びその周辺地における遺構調査、測量</p> <p>イ 工事等報告書の作成</p> <p>(3) 歴史の道活用整備事業</p> <p>① 復旧(保存修理)</p> <p>ア 道の補修、石畳・雁木・石積・橋梁等道の構造の復元整備工事及び並木の復元等、道自体に関わる整備工事</p> <p>イ 本陣、茶屋・関・一里塚・宿場等道に関連する遺跡の復元整備工事</p> <p>② 環境整備</p> <p>歴史の道の情報発信設備、休憩施設、便所等便益施設等工事、歴史の道の管理に必要な標識、説明板の設置工事</p> <p>③ 防災対策</p> <p>ア 警報設備、消火設備、避雷設備、防犯設備の設置工事又は病害虫の防除等の措置</p> <p>イ 耐震診断</p> <p>④ 上記の災害復旧</p> <p>⑤ 上記工事等の実施に必要な措置</p> <p>ア 歴史の道及び周辺地における遺構調査、測量</p> <p>イ 基本設計、実施設計、工事実施のための施工監理</p> <p>ウ 工事等報告書の作成</p> <p>(4) 石垣等調査事業</p> <p>① 石垣等及び周辺地における遺構調査、測量</p> <p>② 調査報告書の作成</p> <p>(5) (1)～(4)の事業実施に伴い必要となる普及・啓発事業</p> <p>① 公開活用のために必要な広報・資料の作成及び配信に関する事業</p> <p>② 史跡等を理解するための体験学習会・講演会・シンポジウム・公開講座等の普及・啓発事業</p>	文化財保護法 文化財保存事業費関係補助金交付要綱	文化財室

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
重要文化財等建造物	文化財保存事業	市町村	史跡等購入	国直 補助対象経費の4/5		一般補助施設整備等事業 〈充当率〉90% ※ハードのみ	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	<p>&lt;補助対象事業&gt; 史跡等の保存のために行う次に掲げる土地の買上げ等（別に定める基準によりあらかじめ文化庁長官の承認を受けて、地方公共団体が先行取得に係る地方債を償還する事業を含む。）の事業</p> <p>(1) 史跡等の重要な部分をなす地域にある土地の買上げ等</p> <p>(2) 史跡等の保存上、遺構等と一体化して保存する必要がある地域で、歴史的環境の保護等から特に重要な地域にある土地の買上げ等</p> <p>(3) 史跡等の保存及び活用上、整地、修景、復原等の環境整備を行うことが特に必要とされる場合で、当該地域を公有化しなければその実施が困難である地域にある土地の買上げ等</p> <p>(4) 史跡等の環境保全及び天然記念物の保護増殖等のために特に公有化が必要である地域にある土地の買上げ等</p> <p>(5) 歴史上又は学術上の価値が極めて高く史跡等に指定して保存する必要があると認められる記念物のうち、史跡等指定について所有者その他の権利者の同意が得られている等指定を行うことが確実な状況となっているもので、当該地域を公有化しなければ指定し、保存することが困難であるものに係る前各号に該当する土地の買上げ等</p>	文化財保護法 文化財保存事業費関係補助金交付要綱 史跡等購入費国庫補助要項	文化財室
			重要文化財等防災施設整備事業	国直 補助対象経費の50%  (過疎地域の場合は65% (ただし、史跡名勝天然記念物及び歴史の道の事業については除く。) また、特定市町村に係る補助率かさ上げの経過措置あり。)		一般補助施設整備等事業 〈充当率〉90% ※ハードのみ	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	<p>&lt;補助対象事業&gt; 次に掲げる事業とする（これらの事業施工上必要な調査事業を含む。）。ただし、重要文化的景観及び重要伝統的建造物群保存地区の事業については、地方公共団体が自ら行う事業又は所有者等が行う事業に対し地方公共団体がその経費を補助する事業とする。</p> <p>(1) 防災施設 ア 消防施設、避雷施設、警報施設、防犯・防犯施設の設置工事（土木・建築工事であって、施設と一体的に整備されるものに限る。） イ 火除地設定、消防道路設置、防災倉庫等設置、保護柵設置、覆屋（保存庫を含む。）設置（増、改築を含む。）、防火壁、擁壁、排水施設の設置工事 ウ 耐震対策工事 エ 災害復旧工事</p> <p>(2) 保存活用施設（重要文化財（美術工芸品）及び重要有形民俗文化財に限る。） ア 耐火構造である保存施設又は保存活用施設の設置工事（増改築を含む。） イ アに伴い、一体的に整備される展示設備、解説用設備の設置工事等 ウ アに伴い、一体的に整備される温湿度調整設備工事、擁壁、排水施設工事等 エ 災害復旧工事</p>	文化財保護法 文化財保存事業費関係補助金交付要綱 重要文化財等防災施設整備事業費国庫補助要項	文化財室
			観光拠点整備事業 (文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業)	国直 補助対象経費の1/2を限度		一般補助施設整備等事業 〈充当率〉90% ※ハードのみ		<p>&lt;補助対象事業&gt; 補助対象となる事業は、(1)又は(2)に加え(3)から(5)を全て満たす事業</p> <p>(1) 文化財建造物、記念物及び重要伝統的建造物群保存地区</p> <p>① 美観向上整備事業 建造物の軸部や小屋組等の構造に関わる部位に影響を及ぼすことなく、外観及び公開範囲の仕上げに関わる部位を健全で美しい状態に回復するための工事</p> <p>② 活用環境強化事業 ア 文化財建造物を活用するために必要な保存活用計画の策定 イ 建造物を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する設備（内装を含む。）等の環境整備（登録有形文化財建造物については、活用のための安全性確保に必要な防災設備等の整備又は耐震対策工事を含む。） ウ 建造物を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する付属施設（新築を除く。）の整備</p> <p>(2) 美術工芸品</p> <p>① 美観向上整備事業 美術工芸品の特色である素材の脆弱性により、活用に耐えられない文化財に対し、埃払い、カビの除去、剥落止め等の応急的・緊急的な処置等を施すことで、安全で適切な活用ができる状態にするための工事</p> <p>② 鑑賞環境基本整備事業 ア 美術工芸品の公開活用に資する保存活用計画の策定 イ (2)①の工事を実施した美術工芸品の鑑賞環境の改良・改善に資する展示設備の整備 ウ (2)①の工事を実施した美術工芸品の鑑賞環境の改良・改善に資する案内設備・情報機器の整備</p> <p>③ 情報発信事業 (2)①の工事を実施することにより生成される新たな文化財情報及び工事情報の発信で、(2)①を併せて実施するもの</p> <p>(3) 前年度観光振興事業費補助金交付要綱第1章第2条二に基づき指定市区町村又は日本遺産の構成文化財が存在する、世界文化遺産の構成資産が存在する若しくはユネスコ無形文化遺産が公開される市区町村であることを原則として、さらに近隣の外国人観光客が多く来訪する施設とのルート設定等の連携がとれていることとする。</p> <p>(4) 外国人観光客の入れ込み数の目標値及び計測方法を設定していること。ただし、有識者により外国人観光客の入れ込み数の目標値及び計測方法の妥当性を検証し、適当でないものについては、目標値修正等のうえ条件付き採択を行うこととする。</p> <p>(5) Wifi、多言語、キャッシュレス対応や洋式トイレ等の受け入れ環境の整備が出来ている又は事業年度中に整備する計画があることとする。</p>	文化財保護法 文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）交付要綱 観光拠点整備事業（文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業）国庫補助要項	文化財室

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
業務用施設等	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 (ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業)	市町村・一部事務組合等	地方公共団体の所有する施設等に対し、ZEBの実現に必要な省エネ・省CO <sub>2</sub> 性の高いシステム・設備機器等の導入にかかる費用の一部を支援する事業	(国直) 対象事業費の1/3～3/5		地域活性化事業 <充当率> 90%  ※事業計画等を市町村課地域振興室に提出している事業であること。	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	<補助対象事業> 業務用建築物において、ZEBの実現に必要な省エネ・省CO <sub>2</sub> 性の高いシステム・設備機器等を導入する事業  ○ZEB(ゼブ:ゼロ・エネルギー・ビル) 建物の運用段階でのエネルギー消費量を、省エネや再生可能エネルギーの利用をとって削減し、限りなくゼロにするという考え方	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業)公募要領	地球温暖化対策課
	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 (レジリエンス強化型ZEB実証事業)	市町村・一部事務組合等	地方公共団体の所有する施設等に対し、再生可能エネルギー設備及び高効率設備機器等の導入によりZEBを達成し、平時の脱炭素化に加えて、蓄電システム等被災時にも必要なエネルギーを供給できる機能を強化した、レジリエンス機能の高い建築物の整備・普及を行う事業	(国直) 対象事業費の1/2～2/3		地域活性化事業 <充当率> 90%  ※事業計画等を市町村課地域振興室に提出している事業であること。	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	<補助対象事業> 業務用建築物において、大規模自然災害に対する備えとして、被災時にも必要なエネルギーを供給できる機能を強化したZEBの実現に必要な設備機器等を導入する事業	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 (レジリエンス強化型ZEB実証事業)公募要領	
	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 (上下水道・ダム施設の省CO <sub>2</sub> 改修支援事業)	水道事業者等	上下水道・ダム施設における小水力発電設備等の再エネ設備、高効率設備やインバータなど省CO <sub>2</sub> 性の高い設備機器等を導入・改修する事業	(国直) 対象事業費の1/2  (太陽光発電設備の場合は1/3)		水道事業 <充当率> 100%  下水道事業 <充当率> 100%	[公共下水道] 処理区域内人口密度等に応じ、元利償還金を基準財政需要額に算入 (事業費補正分:16%～44% 単位費用算入分:5%)  [農業集落排水施設・浄化槽] 元利償還金の49%を基準財政需要額に算入 (事業費補正分:44% 単位費用算入分:5%)	<補助対象事業> 水道事業者等、下水道事業者及びダム管理者が再生可能エネルギー・省エネルギーに係る施設・設備を整備する事業 省エネルギー施設・設備は削減率が15%以上、再生可能エネルギー施設・設備(太陽光に限る。)は削減率が10%以上	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 (上下水道・ダム施設の省CO <sub>2</sub> 改修支援事業)公募要領	

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
浄化槽等	公共浄化槽等整備推進事業	市町村・一部事務組合等	生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域において、地域を単位として浄化槽の計画的な整備を図るため、市町村（一部事務組合を含む。）が設置主体となって浄化槽の整備を行うのに必要な費用を助成する事業  ※公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業の要件を満たす場合は、市町村が所有する公的施設の単独処理浄化槽等を合併処理浄化槽に転換する費用も助成対象	（国直） 交付対象事業費の1/3  （離島地域の場合は1/2）  （環境配慮・防災まちづくり浄化槽設置整備事業の要件を満たすものは1/2）	（県複） 交付対象事業費の8.6/60  （宅内配管工事費及び単独処理浄化槽の撤去に必要な工事費については1/5）  ※公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業は対象外	下水道事業 〈充当率〉 100%	元利償還金の49%を基準財政需要額に算入（事業費補正分44%単位費用算入分5%）	<p>&lt;交付対象事業費&gt; 工事費（本工事費、付帯工事費）及び事務費で算定方法は「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」第7の規定に準ずる。</p> <p>&lt;交付対象範囲&gt; 補助対象範囲は、浄化槽等の整備に直接必要な次の範囲とする。 ア 浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費（流入、放流に係る管きよ及びますに係る費用を除く。） イ アの工事に付帯する宅内配管工事費（既設の住宅等に設置された単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する場合に限る。） ※ 宅内配管工事費とは、浄化槽への流入管、ます及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費をいう ※ 市町村が宅内配管工事の主体である場合、公共浄化槽等整備推進事業実施要綱の適用となる ウ 単独処理浄化槽の撤去に必要な工事費（浄化槽設置に当たり撤去が必要な場合であって同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。） エ 共同浄化槽に接続するための流入管の整備に必要な工事費（共同浄化槽を整備した場合と各戸で浄化槽を整備した場合の費用差額相当の金額を上限とする。ただし、共同浄化槽の設置を行う場合にはこの限りではない。） ※ 共同浄化槽は、計画処理対象人員100人以内のものであること。また、原則として、市町村有地に設置されること オ 高度処理型浄化槽の整備に必要な費用と通常型浄化槽の整備に必要な費用の差額（通常型浄化槽の設置を禁止し、高度処理型浄化槽のみで整備を行うことができる旨を市町村条例などで制定等の後5年間に限る。）</p> <p>&lt;交付要件&gt; コスト縮減や経営改善に資する「①PFI等の民間活用、②大型浄化槽による共同化、③公営企業会計の適用」を検討すること。さらに、以下の要件を全て満たすものであること。 ア 浄化槽等の工事着手までに当該工事に係る住民から浄化槽の設置及び便所等との接続等について文書で承諾を得ていること イ 事業の全体計画において、事業実施地域内の全戸に戸別の浄化槽等を整備する事業であること ※ 全戸に戸別で設置するよりも経済的・効率的である場合は、事業実施地域の一部を共同浄化槽で整備可能 ウ 本事業により整備された浄化槽等については、やむを得ない場合を除き、設置完了後1年以内に便所、台所、風呂等と浄化槽の間及び浄化槽と放流先の間を管きよで接続し、使用を開始すること エ 設置後の浄化槽等の適正な維持管理を確実に確保するための住民等の協力体制が整っていること。また、市町村は、浄化槽等の管きよの接続状況を把握し、未接続等の場合にあっては、住民に対し文書で接続を指導する等、その解消に努めること オ 市町村の公営企業として実施し、本事業により整備された浄化槽等の維持管理については、特別会計により経理し、適正な料金の徴収が確実に見込まれるものであること</p> <p>&lt;環境配慮・防災まちづくり浄化槽設置整備事業の要件&gt; 市町村が、環境配慮型浄化槽（別に定める消費電力基準に該当するもの）の整備を行う際、各年度の整備計画に基づき、浄化槽整備区域内の特定の区域において、以下の要件のいずれかに該当するものであること。 ア 浄化槽処理促進区域に指定された区域内での整備であること。 イ 整備計画の（年度毎）事業計画額のうち5割以上が単独処理浄化槽・くみ取り便槽からの転換であること。又は、事業計画額のうち3割以上が単独処理浄化槽・くみ取り便槽からの転換であり、併せて地域防災計画に位置づけられた施設に浄化槽も整備すること（共同浄化槽を設置する場合は、単独処理浄化槽・くみ取り便槽からの転換とみなして取り扱う。）</p> <p>&lt;公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業の要件&gt; 市町村が所有する公的施設の単独処理浄化槽について、整備計画期間中に計画的に合併処理浄化槽に転換する事業計画を定めて実施する事業であること。又は、市町村の防災計画に定める防災拠点施設に設置された単独処理浄化槽（くみ取り槽含む）について、整備計画期間中に計画的に合併処理浄化槽に転換する事業計画を定めて実施する事業であること。</p>	浄化槽法  公共浄化槽等整備推進事業実施要綱  循環型社会形成推進交付金交付要綱  循環型社会形成推進交付金交付取扱要領  愛知県浄化槽設置費補助金交付要綱	水大気環境課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
浄化槽等	省エネ型浄化槽システム導入推進事業 (51人槽以上の既設合併処理浄化槽に係る機械設備等の改修・導入事業)	市町村・一部事務組合等	既設合併処理浄化槽の処理工程におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制を図るために高効率な機械設備等を導入する事業 ※単独処理浄化槽や家庭用小型合併処理浄化槽は対象外	国直 補助対象経費の1/2 ※環境省は(一社)全国浄化槽団体連合会を通じて地方公共団体等に間接補助金を交付する。		下水道事業 <充当率> 100%	元利償還金の49%を基準財政需要額に算入(事業費補正分44%単位費用算入分5%)	<補助対象事業> 51人槽以上の既設合併処理浄化槽に係る機械設備等の改修・導入事業 <補助要件> ・原則として、下水道供用区域及び下水道法に基づき策定された予定処理区域以外の地域における農業・漁業集落排水施設を除いた、51人槽以上の既設合併処理浄化槽に設置された電動の機械設備等の改修等であること。 ・上記要件を満たす機械設備の改修・導入によって事業の対象となった機器の合計年間消費電力量を事業前から5%削減できること。 ・以下の①又は②若しくはその組み合わせによる事業であること。 ① プロワ：組み込まれたモーターについて、効率がIEC規格(国際電気標準会議)で規定される効率クラスIE3(プレミアム効率)と同等以上のものとなる省エネ型プロワへの更新 ② その他設備：①に該当しない設備について、省エネ型設備の導入(ただし、一定の要件を満たすものに限る。)	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省エネ型浄化槽システム導入推進事業) 交付要綱 省エネ型浄化槽システム導入推進事業実施要領	水大気環境課
	省エネ型浄化槽システム導入推進事業 (60人槽以上の構造基準型又は初期の性能評価型既設合併処理浄化槽に係る本体交換事業)	市町村・一部事務組合等	既設合併処理浄化槽の処理工程におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制を図るために高効率な機械設備等を導入する事業 ※単独処理浄化槽や家庭用小型合併処理浄化槽は対象外	国直 補助対象経費の1/2 ※環境省は(一社)全国浄化槽団体連合会を通じて地方公共団体等に間接補助金を交付する。		下水道事業 <充当率> 100%	元利償還金の49%を基準財政需要額に算入(事業費補正分44%単位費用算入分5%)	<補助対象事業> 60人槽以上の構造基準型又は初期の性能評価型既設合併処理浄化槽に係る本体交換事業 <補助要件> ・原則として、下水道供用区域及び下水道法に基づき策定された予定処理区域以外の地域における農業・漁業集落排水施設を除いた、構造基準又は平成12年より販売される初期モデルの性能評価型の60人槽以上の既設合併処理浄化槽で、プロワを使用するもの。 ※ 構造基準：建築基準法に定める新構造基準(昭和55年～)及び旧構造基準 ・浄化槽本体を省エネ型の最新式浄化槽に交換することによって、年間消費電力量を大幅に削減できること。		



施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
廃棄物処理施設	循環型社会形成推進交付金（マテリアルリサイクル推進施設）	市町村・一部事務組合等	マテリアルリサイクル推進施設の新設、増設	国直 交付基本額の1/3		一般廃棄物処理事業 〈充当率〉90% （財対債15%を含む）	元利償還金の50%を基準財政需要額に算入 （財対債は50%）	<p>&lt;交付対象事業&gt; 地域計画に掲げられた事業等 交付対象事業の範囲は、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領を参照</p> <p>&lt;交付対象団体&gt; 人口5万人以上又は面積400km<sup>2</sup>以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体とする。 ただし、離島地域、山村地域、半島地域、過疎地域にある市町村を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。</p>	循環型社会形成推進交付金交付要綱	資源循環推進課
	循環型社会形成推進交付金（エネルギー回収型廃棄物処理施設）	市町村・一部事務組合等	エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設、増設	国直 交付基本額の1/3  （高効率エネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備の場合は1/2）		一般廃棄物処理事業 〈充当率〉90% （財対債15%を含む）	元利償還金の50%を基準財政需要額に算入 （財対債は50%）			
	循環型社会形成推進交付金（廃棄物運搬中継施設）	市町村・一部事務組合等	廃棄物運搬中継施設の新設、増設	国直 交付基本額の1/3		一般廃棄物処理事業 〈充当率〉90% （財対債15%を含む）	元利償還金の50%を基準財政需要額に算入 （財対債は50%）			
	循環型社会形成推進交付金（有機性廃棄物リサイクル推進施設）	市町村・一部事務組合等	有機性廃棄物リサイクル推進施設の新設、増設	国直 交付基本額の1/3		一般廃棄物処理事業 〈充当率〉90% （財対債15%を含む）	元利償還金の50%を基準財政需要額に算入 （財対債は50%）			
	循環型社会形成推進交付金（最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く））	市町村・一部事務組合等	最終処分場の新設、増設	国直 交付基本額の1/3		一般廃棄物処理事業 〈充当率〉90% （財対債15%を含む）	元利償還金の50%を基準財政需要額に算入 （財対債は50%）			
	循環型社会形成推進交付金（最終処分場再生事業）	市町村・一部事務組合等	最終処分場に既に埋め立てられている廃棄物を減容し、埋立処分量を増加する事業	国直 交付基本額の1/3		一般廃棄物処理事業 〈充当率〉90% （財対債15%を含む）	元利償還金の50%を基準財政需要額に算入 （財対債は50%）			
	循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業）	市町村・一部事務組合等	廃棄物処理施設の一部を改良・改造する事業	国直 交付基本額の1/3  （し尿処理施設について二酸化炭素の量が20%以上削減されるもの等の場合は1/2）		一般廃棄物処理事業 〈充当率〉90% （財対債15%を含む）	元利償還金の50%を基準財政需要額に算入 （財対債は50%）			

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
廃棄物処理施設	循環型社会形成推進交付金 (漂流・漂着ごみ処理施設)	市町村・一部事務組合等	漂流・漂着ごみ処理施設の新設、増設	国直 交付基本額の1/3		一般廃棄物処理事業 <充当率> 90% (財対債15%を含む)	元利償還金の50%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%)	<p>&lt;交付対象事業&gt; 地域計画に掲げられた事業等 交付対象事業の範囲は、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領を参照</p> <p>&lt;交付対象団体&gt; 人口5万人以上又は面積400km<sup>2</sup>以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体とする。 ただし、離島地域、山村地域、半島地域、過疎地域にある市町村を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。</p>	循環型社会形成推進交付金交付要綱  循環型社会形成推進交付金交付取扱要領	資源循環推進課
	循環型社会形成推進交付金 (コミュニティ・プラント)	市町村・一部事務組合等	コミュニティ・プラントの新設、増設	国直 交付基本額の1/3		一般廃棄物処理事業 <充当率> 90% (財対債15%を含む)	元利償還金の50%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%)			
	廃棄物処理施設整備交付金 (マテリアルリサイクル推進施設)	市町村・一部事務組合等	マテリアルリサイクル推進施設の新設、増設	国直 交付基本額の1/3		一般廃棄物処理事業 <充当率> 90% (財対債15%を含む)	元利償還金の50%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%)	<p>&lt;交付対象事業&gt; 地域計画及び災害廃棄物処理計画に掲げられた事業等 交付対象事業の範囲は、廃棄物処理施設整備交付金交付取扱要領を参照</p> <p>&lt;交付対象団体&gt; 人口5万人以上又は面積400km<sup>2</sup>以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体とする。 ただし、山村地域、半島地域及び過疎地域にある市町村を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。</p>	廃棄物処理施設整備交付金交付要綱  廃棄物処理施設整備交付金交付取扱要領	資源循環推進課
	廃棄物処理施設整備交付金 (エネルギー回収型廃棄物処理施設)	市町村・一部事務組合等	エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設、増設	国直 交付基本額の1/3 (高効率エネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備の場合は1/2)		一般廃棄物処理事業 <充当率> 90% (財対債15%を含む)	元利償還金の50%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%)			
	廃棄物処理施設整備交付金 (廃棄物運搬中継施設)	市町村・一部事務組合等	廃棄物運搬中継施設の新設、増設	国直 交付基本額の1/3		一般廃棄物処理事業 <充当率> 90% (財対債15%を含む)	元利償還金の50%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%)			
	廃棄物処理施設整備交付金 (最終処分場(可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く))	市町村・一部事務組合等	最終処分場の新設、増設	国直 交付基本額の1/3		一般廃棄物処理事業 <充当率> 90% (財対債15%を含む)	元利償還金の50%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%)			
	廃棄物処理施設整備交付金 (最終処分場再生事業)	市町村・一部事務組合等	最終処分場に既に埋め立てられている廃棄物を減容し、埋立処分量を増加する事業	国直 交付基本額の1/3		一般廃棄物処理事業 <充当率> 90% (財対債15%を含む)	元利償還金の50%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%)			
	廃棄物処理施設整備交付金 (廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業)	市町村・一部事務組合等	廃棄物処理施設の一部を改良・改造する事業	国直 交付基本額の1/3 (し尿処理施設について二酸化炭素の量が20%以上削減されるもの場合は1/2)		一般廃棄物処理事業 <充当率> 90% (財対債15%を含む)	元利償還金の50%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%)			

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
廃棄物処理施設	二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業) (エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業)	市町村・一部事務組合等	二酸化炭素排出抑制に資する廃棄物処理施設の整備	①国直 交付基本額の1/3  (高効率エネルギー回収に必要な設備の場合は1/2)		一般廃棄物処理事業 <充当率> 90% (財対債15%を含む)	元利償還金の50%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%)	<交付対象事業> 地域計画に掲げられた事業等 交付対象事業の範囲は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)交付取扱要領を参照  <交付対象団体> 人口5万人以上又は面積400km <sup>2</sup> 以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体とする。 ただし、離島地域、山村地域、半島地域及び過疎地域にある市町村を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。	二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)交付要綱  二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)交付取扱要領	資源循環推進課
	二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業) (廃棄物処理施設への先進的設備導入事業)	市町村・一部事務組合等	廃棄物処理施設の二酸化炭素排出抑制に資する先進的設備の導入	①国直 交付基本額の1/2		一般廃棄物処理事業 <充当率> 90% (財対債15%を含む)	元利償還金の50%を基準財政需要額に算入 (財対債は50%)			
自然公園施設	国定公園等整備事業	市町村	国定公園等の保護と適正な利用を図るために都道府県が作成する自然環境整備計画に基づく整備事業	①国間 事業に係る経費の45/100		一般補助施設整備等事業 <充当率> 75%		<交付対象事業となる国定公園等整備事業> (1) 国定公園において行われる次に掲げる施設の整備事業(国定公園事業として実施するものに限る。)。詳細は「自然環境整備交付金交付要綱」による。 ア 道路(車道) イ 道路(自転車道) ウ 道路(歩道) エ 橋 オ 広場 カ 園地 キ 避難小屋 ク 休憩所 ケ 野営場 コ 駐車場 サ 栈橋 シ 給水施設 ス 排水施設 セ 公衆便所 ソ 博物展示施設 タ 植生復元施設 チ 動物繁殖施設 ツ 砂防施設 テ 防火施設 ト 自然再生施設 ナ 上記アからトの施設に係る付帯施設 (2) 国定公園において行われる生態系維持回復事業計画に基づく施設の整備事業 (3) 国指定鳥獣保護区(国立公園及び国定公園区域と重複する国指定鳥獣保護区を除く。)において行われる自然再生施設の整備事業(平成18年度以前からの継続事業に限る。) (4) 環境省自然環境局長の定める長距離自然歩道整備計画(平成15年3月31日以前に環境大臣が定めたものを含む。)に基づく、国立公園及び国定公園の区域外における整備事業  ※公園事業のうち、道路法による道路に係る事業及び他の法律にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、交付対象としない	自然環境整備交付金交付要綱  愛知県自然公園施設整備費補助金交付要綱	自然環境課